

小田原市保育所条例等の一部改正について

1 改正の背景

江之浦保育園は、昭和29年に開設し公立保育所として運営されておりましたが、入所児童が0人となったことに伴い、平成25年3月に県へ「休止届」を提出し、同年4月から休園することとしました。その後も入所児童がなく、休止延長の手続きを取ってまいりましたが、園舎の老朽化も進んでいることから、5年の期間が経過する平成30年3月31日をもって廃止することとしました。

これに伴い、小田原市保育所条例等に記載された、江之浦保育園に関する事項を削除する必要があるため、改正するものです。

2 改正内容

内容	条例等改正箇所
小田原市立江之浦保育園の廃止	小田原市保育所条例 第3条 表中から江之浦保育園に係る規定を削除
	小田原市保育所条例施行規則 第2条 表中から江之浦保育園に係る規定を削除

3 スケジュール（案）

平成29年	12月15日	市民意見募集（パブリックコメント）の実施
平成30年	～1月15日	
	2月	市議会3月定例会に条例の一部改正案を提出 県に「廃止届」を提出
	3月	小田原市保育所条例等の一部改正
	4月 1日	改正小田原市保育所条例等の施行

4 小田原市保育所条例等の一部を改正する条例（案）

別添のとおり